

**「平成31年度以降の接続料算定における
長期増分費用方式の適用の在り方について」
関係者ヒアリング 追加質問への回答**

**2018年3月16日
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社**

質問1-1

他事業者（KDDI、ソフトバンク等）固定網から音声呼がNTT東日本・西日本のネットワークに着信する場合について、平成28年度における実績トラフィック。

回答1-1

- ご質問いただいたデータについては、以下のとおり、当社で正確に把握することは困難ですが、当該データを含むデータとして、当社で把握可能なものは、別紙1のとおりです。
- ご質問いただいた趣旨は、事業者間での発信・着信のトラフィック交流状況等を把握しつつ、電話サービス提供事業者における接続料設定の考え方やその水準に関する議論を深めることと考えておりますが、当社において「**他事業者固定網から音声呼がNTT東日本・西日本のネットワークに着信する**」トラフィックを正確に把握することは困難です。
- その理由は、当社が把握できるデータは、当社が料金設定していないトラフィックの場合、他事業者との接続料の精算に用いるシステムで把握したデータであるためです。当該データのうち、例えば、KDDI殿のトラフィックについては、KDDI殿の直収サービス発信でNTT東日本・西日本PSTNに着信する呼に加えて、選択中継呼（NTT東日本・西日本PSTN発信でKDDI殿経由、各社の固定電話網に着信する呼）、電力系事業者等発信でKDDI殿県間経由、NTT東日本・西日本PSTNに着信する呼が含まれるため、**事業者間での直接的な発信・着信のトラフィック状況等を示すものとならず、目的に照らして有益なものにならない懸念**があります。（別紙2をご参照ください）
- むしろ、音声呼に係る通信経路や接続料の精算方法については、利用者料金を設定する事業者が主体的に決定するものであり、**発信・着信のトラフィック交流状況等を分析するのであれば、各事業者が料金設定しているトラフィックのデータの提示を求めることが有用**であると考えます。なお、当社が利用者料金を設定している、当社網発信で他事業者固定電話網に着信するトラフィックのデータは、別紙3のとおりです。

【別紙1】 接続料請求額の集計に用いた事業者別トラヒックの推移（2016年度）

構成員限り

・PSTN^{※1} (単位：千回・千時間)

		東西計		
			東	西
合計	回数	20,999,145	10,256,134	10,743,012
	時間	627,942	317,234	310,708
請求先事業者	構成員限り			

・ひかり電話^{※2}

		東西計		
			東	西
合計	回数	10,130,225	5,153,815	4,976,410
	時間	292,855	154,381	138,474
請求先事業者	構成員限り			

※1 GC接続呼及びIC接続呼（GCを経由するもの）の合算値

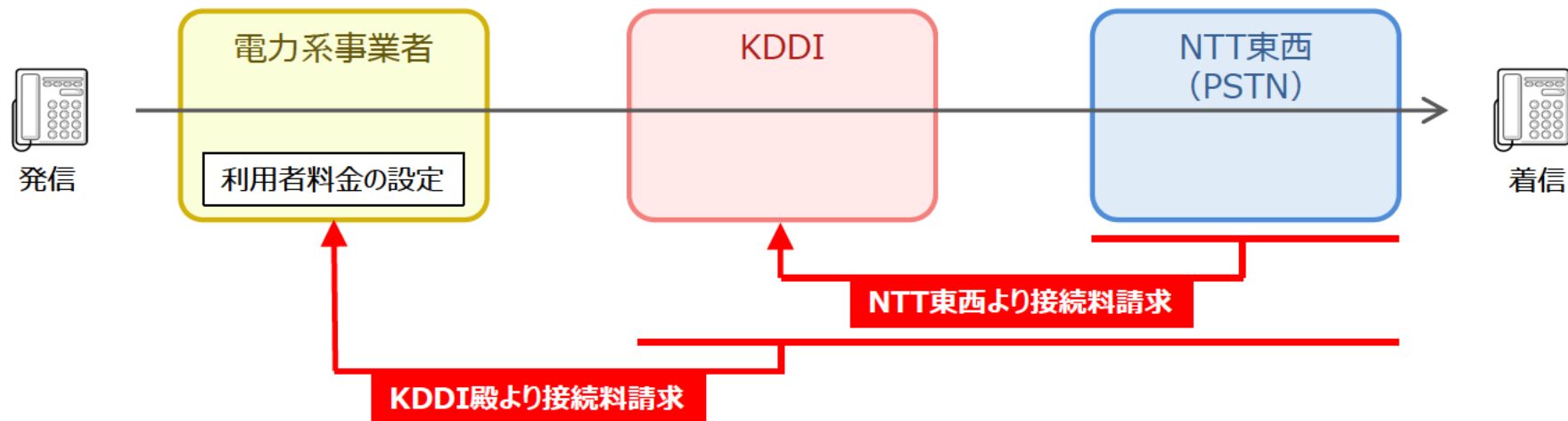
※2 移動体接続呼を含む

※3 IGS接続機能に係る呼

【別紙2】他事業者料金設定トラヒックの取得イメージ

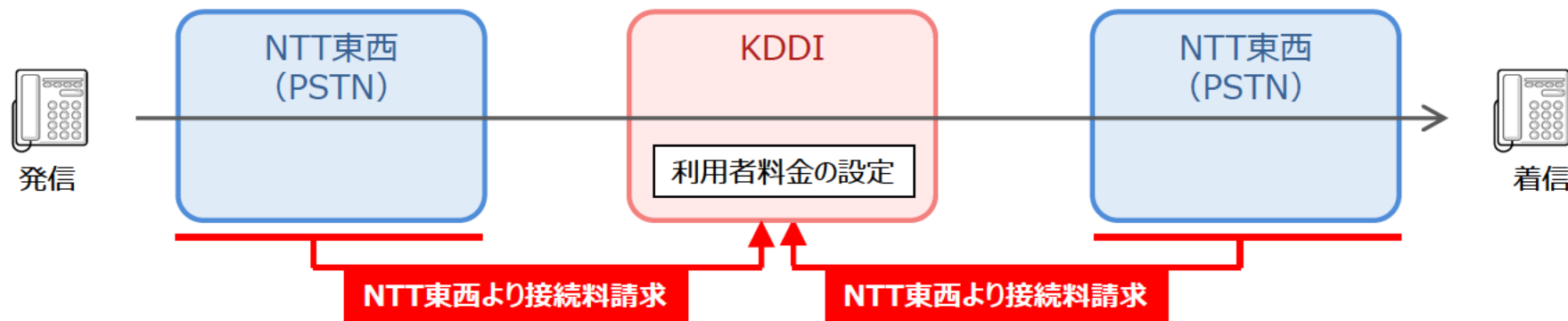
■ 他事業者が利用者料金を設定するトラヒックの場合、当社はその具体的な通信経路を把握していません（誰に接続料を請求するかという観点で必要なデータしか把握していません）。そのため、他事業者固定網からNTT東西網に着信するデータだけ取り出すことはできず、当該データ（別紙1）は以下のデータも混在したものとなってしまいます。

・電力系事業者直収サービス呼（電力系事業者の提供エリア外）



ご質問の目的に照らすと、当該トラヒックは電力系事業者のトラヒックとしてカウントすべきですが、当社システムではKDDI殿のトラヒックとしてカウントされます。

・選択中継サービス呼



ご質問の目的に照らすと、当該トラヒックは選択中継のためカウントすべきではありませんが、当社システムではKDDI殿のトラヒックとしてカウントされます。

【別紙3】 NTT東西の料金設定呼（2016年度）

構成員限り

・PSTN料金設定呼^{※1} （単位：千回・千時間）

		東西計	
		東	西
合計		構成員限り	
	他社接続料 支払先事業者		

・ひかり電話^{※1}

		東西計	
		東	西
合計		構成員限り	
	他社接続料 支払先事業者		

※1 着信課金のトラヒックは除く
 ※2 移動体接続呼を含む

質問1-2

NTT東日本・西日本から他事業者へ支払う接続料について、NTT東日本・西日本の「発信網ミラー」の考え方。それに至った経緯。

回答1-2

- 一般的な商取引において、取引先にお支払いする料金水準が妥当であるかどうか確認することは、当然の営みと考えております。したがって、当社と他事業者間に限らず、他事業者同士においても、事業者が設定する「固定電話に係る接続料」水準の妥当性を確認するためには、「接続料原価と需要等、算定の根拠となるデータ」が必要になると考えます。しかしながら、当社の場合、少なくとも従来の事業者協議では、そのようなデータが当該他事業者から示されたことはありませんでした。
- 固定電話に係る事業者同士での協議の中では、「音声サービスは発信・着信の双方向であり、お互いに接続料を支払い合う対称・対等な関係であることを踏まえ、いずれかの事業者が設定する接続料と同額を設定する」という考え方が一般的に採られているものと認識しています（他事業者同士の間でもその考え方に基づき広く合意形成が図られているとお伺いしています）。当社と多くの他事業者 **構成員限り** との間においても、次善の策として、その考え方に基づき合意形成を積み重ねてきたところです。

他事業者の設定する接続料について、現時点で協議が調っていない場合は、その内容。

構成員・KDDI殿限り

質問1-3

構成員・ソフトバンク殿限り

他事業者の設定する接続料について、現時点で協議が調っていない場合は、その内容。

回答1-3

構成員・ソフトバンク殿限り